

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月7日
【四半期会計期間】	第63期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役 執行役員社長 上村 義一
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営企画本部本部長 前田 哲宏
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営企画本部本部長 前田 哲宏
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第1四半期連結 累計期間	第63期 第1四半期連結 累計期間	第62期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	50,520	43,067	234,042
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	113	△2,462	△2,253
四半期 (当期) 純損失 (△) (百万円)	△18	△2,331	△6,745
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,447	△2,936	△2,122
純資産額 (百万円)	122,470	114,022	117,684
総資産額 (百万円)	197,814	176,318	181,341
1株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△0.54	△68.34	△197.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.34	64.01	64.25

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第62期、第62期第1四半期連結累計期間及び第63期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、1株当たり四半期 (当期) 純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社の主要市場である米国は、雇用情勢が堅調な推移となり、加えて、住宅市場や個人消費も底堅く推移したことから、景気回復が続きました。欧州では、ウクライナ情勢の悪化から緩やかな景気回復となった一方、中国は輸出の底入れなどにより景気に下げ止まりの傾向がみられました。わが国におきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の影響により、景気減速がみられましたが、消費マインドの改善など一部に下げ止まりの動きがみられ、緩やかな回復が見込まれております。

このような状況下、当第1四半期連結累計期間の売上高は43,067百万円（前年同四半期比14.8%減）となり、利益面につきましては、営業損失は2,106百万円（前年同四半期は1,715百万円の営業損失）、経常損失は2,462百万円（前年同四半期は113百万円の経常利益）、四半期純損失は2,331百万円（前年同四半期は18百万円の四半期純損失）となりました。

当社グループでは、主力製品である液晶テレビの大型化や高付加価値化と、オーディオアクセサリーの売れ筋商品への品目数絞り込みによる効率化、及び在庫管理の徹底などに取り組んでおります。

所在地別セグメントの状況は次のとおりであります。

① 日本

プリンターの増収はありましたが、BD関連製品を中心に映像機器が大幅な減収となりました。この結果、売上高は、12,585百万円（前年同四半期比13.8%減）となり、セグメント損失（営業損失）は640百万円（前年同四半期は1,322百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

② 米州

インクカートリッジやオーディオアクセサリーの増収はみられましたが、液晶テレビは、北米大手量販店向けが堅調であった前年同四半期に比べて大幅な減収となり、DVD関連製品も市場低迷の影響から販売が落ち込みました。この結果、売上高は28,886百万円（前年同四半期比16.1%減）となり、セグメント損失（営業損失）は957百万円（前年同四半期は102百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

（注）当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を従来の「北米」から「米州」に変更しておりません。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

③ アジア

インクカートリッジなどの増収により、売上高は1,033百万円（前年同四半期比16.5%増）となり、セグメント損失（営業損失）は134百万円（前年同四半期は530百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

④ 欧州

インクカートリッジの寄与やDVD関連製品の持ち直しはあったものの、液晶テレビは低迷が続きました。この結果、売上高は562百万円（前年同四半期比9.5%減）、セグメント損失（営業損失）は58百万円（前年同四半期は94百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は下記のとおりであります。

資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて5,022百万円減少いたしました。その主なものは、商品及び製品が5,532百万円増加したものの、現金及び預金が3,588百万円、受取手形及び売掛金が4,826百万円、原材料及び貯蔵品が1,950百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて1,360百万円減少いたしました。その主なものは、短期借入金が2,695百万円増加し、支払手形及び買掛金が4,423百万円減少したことなどによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて3,661百万円減少いたしました。その主なものは、利益剰余金が3,042百万円、為替換算調整勘定が706百万円減少したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,633百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成26年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成26年8月7日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,130,796	36,130,796	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	36,130,796	36,130,796	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までのストック・オプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 （株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	36,130,796	—	31,307	—	32,833

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,011,600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 34,110,400	341,104	—
単元未満株式	普通株式 8,796	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	36,130,796	—	—
総株主の議決権	—	341,104	—

② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,600	—	2,011,600	5.57
計	—	2,011,600	—	2,011,600	5.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,167	45,579
受取手形及び売掛金	37,681	32,855
商品及び製品	31,665	37,198
仕掛品	1,182	1,497
原材料及び貯蔵品	16,427	14,477
その他	8,126	7,986
貸倒引当金	△210	△310
流動資産合計	144,041	139,284
固定資産		
有形固定資産	21,905	21,667
無形固定資産	6,574	6,370
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	335	1,273
その他	8,780	8,017
貸倒引当金	△296	△294
投資その他の資産合計	8,819	8,996
固定資産合計	37,300	37,034
資産合計	181,341	176,318
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,942	28,518
短期借入金	4,526	7,222
未払法人税等	414	134
引当金	1,312	1,291
その他	14,497	14,737
流動負債合計	53,692	51,903
固定負債		
長期借入金	6,121	5,968
引当金	1,088	1,081
退職給付に係る負債	775	954
その他	1,979	2,388
固定負債合計	9,964	10,392
負債合計	63,656	62,296

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金	33,272	33,272
利益剰余金	93,196	90,154
自己株式	△24,341	△24,341
株主資本合計	133,435	130,392
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	672	757
為替換算調整勘定	△17,495	△18,201
退職給付に係る調整累計額	△103	△91
その他の包括利益累計額合計	△16,925	△17,535
新株予約権	132	133
少数株主持分	1,042	1,031
純資産合計	117,684	114,022
負債純資産合計	181,341	176,318

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	50,520	43,067
売上原価	43,200	36,566
売上総利益	7,320	6,501
販売費及び一般管理費	9,035	8,608
営業損失(△)	△1,715	△2,106
営業外収益		
受取利息	47	30
受取配当金	14	89
為替差益	1,899	—
投資事業組合運用益	—	77
その他	30	62
営業外収益合計	1,991	260
営業外費用		
支払利息	67	47
持分法による投資損失	23	131
為替差損	—	398
その他	71	38
営業外費用合計	162	616
経常利益又は経常損失(△)	113	△2,462
特別利益		
固定資産売却益	0	46
関係会社株式売却益	—	134
その他	—	1
特別利益合計	0	183
特別損失		
固定資産処分損	2	12
投資有価証券評価損	60	—
特別損失合計	63	12
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	51	△2,292
法人税等	55	36
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△4	△2,328
少数株主利益	13	2
四半期純損失(△)	△18	△2,331

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失 (△)	△4	△2,328
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	100	85
為替換算調整勘定	2,325	△700
持分法適用会社に対する持分相当額	26	△6
退職給付に係る調整額	—	13
その他の包括利益合計	2,451	△607
四半期包括利益	2,447	△2,936
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,431	△2,941
少数株主に係る四半期包括利益	15	4

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、退職給付の見込支払日までの平均期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が934百万円、退職給付に係る負債が200百万円それぞれ増加するとともに、利益剰余金が483百万円増加し、少数株主持分が11百万円減少しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失への影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

偶発債務

(仲裁)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V. (以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日、PHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額として、171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用の提示がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当第1四半期連結会計期間末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要

(1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

- ① 仲裁の申立てが行われた機関 : 国際商業会議所
- ② 仲裁の申立てが行われた年月日 : 平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

- ① 名 称 : Koninklijke Philips N.V.
- ② 所 在 地 : Eindhoven, The Netherlands
- ③ 代表者の役職、氏名 : Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

- ① 申立ての内容
当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求
- ② 請求額
171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用

2. 当社による反対請求申立ての概要

(1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

- ① 反対請求の申立てを行った機関 : 国際商業会議所
- ② 反対請求の申立てを行った年月日 : 平成25年12月6日

(2) 反対請求申立ての相手

- ① 名 称 : Koninklijke Philips N.V.
- ② 所 在 地 : Eindhoven, The Netherlands
- ③ 代表者の役職、氏名 : Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

- ① 申立ての内容
PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求
- ② 請求額
請求額は特定しておりません。なお、仲裁廷の指示どおり、平成26年10月までに当社が被った損害額を算定し、PHILIPSに対して請求金額を提示することになっております。

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

1. 相手企業の名称及び取得する事業の内容

(1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.

(2) 取得する事業の内容 : ライフスタイル・エンターテインメント事業

(注) ライフスタイル・エンターテインメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリ製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

2. 株式取得の理由

PHILIPSよりライフスタイル・エンターテインメント事業を承継することにより、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となるため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものと考え、株式を取得することにいたしました。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	1,554百万円	1,420百万円
のれんの償却額	2	0

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月20日 取締役会	普通株式	1,194	35	平成25年3月31日	平成25年6月10日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月26日 取締役会	普通株式	1,194	35	平成26年3月31日	平成26年6月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2.
	日本	米州	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	14,599	34,413	886	621	50,520	—	50,520
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	27,463	0	33,824	0	61,288	(61,288)	—
計	42,062	34,413	34,710	621	111,809	(61,288)	50,520
セグメント利益又はセグメント 損失(△)	△1,322	102	△530	△94	△1,844	129	△1,715

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額129百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△197百万円及び棚卸資産の調整額326百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2.
	日本	米州	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	12,585	28,886	1,033	562	43,067	—	43,067
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	23,321	220	26,224	—	49,766	(49,766)	—
計	35,907	29,106	27,257	562	92,834	(49,766)	43,067
セグメント損失(△)	△640	△957	△134	△58	△1,791	(315)	△2,106

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額△315百万円には、セグメント間取引消去△5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△189百万円及び棚卸資産の調整額△120百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、退職給付の見込支払日までの平均期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

これによるセグメント損失に与える影響は軽微であります。

(報告セグメントの名称変更)

当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を従来の「北米」から「米州」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報についても変更後の名称で記載しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの本額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△0円54銭	△68円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(△)(百万円)	△18	△2,331
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△18	△2,331
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,119	34,119

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(仲裁について)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）のライフスタイル・エンターテインメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日、PHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額として、171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用の提示がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当第1四半期連結会計期間末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要

(1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

- ① 仲裁の申立てが行われた機関：国際商業会議所
- ② 仲裁の申立てが行われた年月日：平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

- ① 名 称：Koninklijke Philips N.V.
- ② 所 在 地：Eindhoven, The Netherlands
- ③ 代表者の役職、氏名：Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

- ① 申立ての内容
当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求
- ② 請求額
171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用

2. 当社による反対請求申立ての概要

(1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

- ① 反対請求の申立てを行った機関：国際商業会議所
- ② 反対請求の申立てを行った年月日：平成25年12月6日

(2) 反対請求申立ての相手

- ① 名 称：Koninklijke Philips N.V.
- ② 所 在 地：Eindhoven, The Netherlands
- ③ 代表者の役職、氏名：Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

①申立ての内容

PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求

②請求額

請求額は特定しておりません。なお、仲裁廷の指示どおり、平成26年10月までに当社が被った損害額を算定し、PHILIPSに対して請求金額を提示することになっております。

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

1. 相手企業の名称及び取得する事業の内容

(1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.

(2) 取得する事業の内容 : ライフスタイル・エンターテイメント事業

(注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリ製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

2. 株式取得の理由

PHILIPSよりライフスタイル・エンターテイメント事業を承継することにより、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となるため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものと考え、株式を取得することにしたものであります。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

(剰余金の配当)

平成26年5月26日開催の取締役会において、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、剰余金の配当(期末)を行うことを次のとおり決議いたしました。

- | | | |
|------------------------|-----------|------------|
| ① 配当財産の種類及び帳簿価額の総額 | 金銭による配当 | 総額1,194百万円 |
| ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 | 1株当たり配当額 | 35円 |
| ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 | 平成26年6月9日 | |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。